

紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金交付要綱

令和7年3月18日

告示第25号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市内でスポーツを行うことを目的とした合宿の誘致を推進することにより、スポーツを通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図ることを目的とし、スポーツ合宿を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ合宿 ハンドボール又はソフトボールの強化練習及び強化試合（大会参加を含む。）のための宿泊を伴う活動をいう。
- (2) 参加者 選手及び指導者等（監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者及び付添人は含まない。）をいう。
- (3) スポーツ団体 参加者が10人以上のスポーツ合宿を行う団体をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業を行う宿泊施設をいう。
- (5) 飲食店等 店内で飲食を提供する施設、仕出し店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等をいう。
- (6) スポーツ施設 スポーツの用に供する公の施設であつて、市内に位置するものをいう。

(補助金の交付対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、スポーツ施設を活用し、スポーツ合宿を実施する市外のスポーツ団体とする。

(補助金の交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となるスポーツ合宿は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) スポーツ施設において、ハンドボール又はソフトボールの練習又は試合を行うこと。
- (2) 市内の宿泊施設に10人以上の参加者で宿泊すること。
- (3) スポーツ合宿に係る経費について、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、次の各号の合計額とし、1団体1回当たり20万円を限度とする。ただし、同一スポーツ団体の交付は、同一年度内において2回を限度とする。

(1) スポーツ団体の延べ宿泊人数に5,000円を乗じて得た額

(2) スポーツ団体が市内の飲食店等で昼食を購入した額（延べ宿泊人数に500円を乗じて得た額を上限とし、消費税及び地方消費税を含む。100円未満切捨て）

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするスポーツ団体又は、当該スポーツ団体から依頼を受けた旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の旅行業の登録を受けた者をいう。）（以下「申請者」という。）は、あらかじめ紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) スポーツ合宿行程表

(2) 参加者名簿

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があった場合はその内容を審査し、紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金変更承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、交付申請を取り下げようとするときは、速やかに紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、当該交付決定に係るスポーツ合宿の完了後、速やかに紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ合宿に係る宿泊証明書
- (2) 昼食の領収書の写し（市内の飲食店等で購入した場合）
- (3) 参加者名簿
- (4) スポーツ施設を利用したことが分かるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金の額の確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により交付決定者から補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第13条 市長は、交付決定者に対し必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第7条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条に規定する指示に従わず、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の紀の川市スポーツ合宿誘致推進補助金交付要綱の規定は、施行日以後に開始するスポーツ合宿から適用し、同日前に開始し、同日前に開始したスポーツ合宿については、なお従前の例による。

